

事務連絡  
令和6年5月31日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定について

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当））の基準に基づき、的確かつ円滑に被害認定業務を実施するための標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」について、この度、関係省庁等の協力も得つつ見直しを行い、内閣府において別添のとおり運用指針を改定しましたので、送付いたします。

つきましては、貴都道府県内の関係部局及び市町村の防災担当部局及び被害認定関係部局に周知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者生活再建担当）付 湯浅、打矢、小柳  
Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

## 災害に係る住家の被害認定基準運用指針新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

新	旧
<p data-bbox="215 376 472 421"><b>【 総 則 】</b></p> <p data-bbox="172 477 315 515">1. 目的</p> <p data-bbox="190 550 1106 871">災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="190 887 1106 1018"><u>なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p data-bbox="172 1102 947 1141">2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等</p> <p data-bbox="190 1176 1106 1307">本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。</p> <p data-bbox="190 1323 1106 1402">「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。</p>	<p data-bbox="1149 376 1406 421"><b>【 総 則 】</b></p> <p data-bbox="1137 477 1281 515">1. 目的</p> <p data-bbox="1155 550 2072 871">災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という）は、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。</p> <p data-bbox="1137 1102 1912 1141">2. 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等</p> <p data-bbox="1155 1176 2072 1307">本運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。</p> <p data-bbox="1155 1323 2072 1402">「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおりである。</p>

新		旧	
被害の程度	認定基準	被害の程度	認定基準
<u>住家全壊</u> (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	<u>全壊</u>	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
<u>住家半壊</u> (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	<u>大規模半壊</u>	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
<u>大規模半壊</u>	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害	<u>中規模半壊</u>	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上

新		旧	
	を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。		40%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。		
※被害認定基準による。		※全壊、半壊：被害認定基準による。 ※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣	

新	旧
<p>*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。</p> <p>3～4. (略)</p> <p>5. 調査方法</p> <p>(略)</p> <p>●水害による被害</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。</p>	<p><u>府政策統括官（防災担当）通知</u>」による。</p> <p>※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。</p> <p>※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和2年3月末時点）</p> <p>*本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。</p> <p>3～4. (略)</p> <p>5. 調査方法</p> <p>(略)</p> <p>●水害による被害</p> <p>水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。<u>ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。</u></p>

新	旧
<p>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。  <u>なお、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合には判定の方法が異なることに留意する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。  <u>なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。</u></p> <p>(略)</p>
<p>6. 判定方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等</li> <li>・平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等</li> <li>・平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等</li> <li>・令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等</li> <li>・令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これ</li> </ul>	<p>6. 判定方法</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年改定 「地震編・浸水編」の2部構成を「地震編・水害編・風害編」の3部構成へ変更 等</li> <li>・平成 25 年改定 「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を「補遺」として追加、「水害編」に「第1次調査（外観調査）」を追加 等</li> <li>・平成 30 年改定 写真を活用した判定方法を追加、「水害編」の「第1次調査（外観目視調査）」に外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合の調査方法を追加 等</li> <li>・令和 2 年改定 災害救助法による住宅の応急修理制度の損害割合10%以上20%未満への対象拡充を踏まえ、これまでの「半壊に至らない」を「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に区分し、調査方法を見直す 等</li> <li>・令和 3 年改定 被災者生活再建支援法の改正による被災者生活再建支援金の損害割合30%以上40%未満への対象拡充を踏まえ、これ</li> </ul>

新	旧
<p>までの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等</p> <p>・令和 6 年改定 「水害編」の「第1次調査」における「浸水深による判定」に「津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合」以外の判定方法を追加 等</p> <p>(略)</p> <p>●水害による被害 (略)</p> <p>(2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ)</p> <p><u>第1次調査において浸水深が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を40%以上50%未満とし「大規模半壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を30%以上40%未満とし「中規模半壊」、床上0.1m以上1m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上0.1m未満のときは、住家の損害割合を10%以上20%未満とし「準半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない(一部損壊)」と判定する。</u></p> <p><u>ただし、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合*には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上50%未満とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満のときは、</u></p>	<p>までの「半壊」を「中規模半壊」と「半壊」に区分し、調査方法を見直す 等</p> <p>(略)</p> <p>●水害による被害 (略)</p> <p>(2) 浸水深による判定 (【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のみ)</p> <p><u>津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合*には、一見して浸水深(最も浅い部分)が床上1.8m以上のときは、住家の損害割合を50%以上とし「全壊」、床上1m以上1.8m未満のときは、住家の損害割合を40%以上とし「大規模半壊」、床上0.5m以上1m未満の</u></p>

新	旧
<p>住家の損害割合を30%以上<u>40%未満</u>とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。</p> <p>※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。</p> <p>（略）</p> <p>7～12. （略）</p>	<p>ときは、住家の損害割合を30%以上とし「中規模半壊」、床上0.5m未満のときは、住家の損害割合を20%以上30%未満とし「半壊」、床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。</p> <p><u>津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合には、第1次調査において一見して浸水深（最も深い部分）が床上まで達していないときは、住家の損害割合を10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定する。</u></p> <p>※外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合をいう。</p> <p>（略）</p> <p>7～12. （略）</p>

新	旧
<p data-bbox="174 683 1093 754">&lt;第1編 地震による被害&gt;</p> <p data-bbox="210 799 264 831">(略)</p>	<p data-bbox="1144 683 2063 754">&lt;第1編 地震による被害&gt;</p> <p data-bbox="1180 799 1234 831">(略)</p>

新

旧

## <第2編 水害による被害>

水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等による損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合には判定の方法が異なることに留意する。

(略)

## <第2編 水害による被害>

水害による被害とは、豪雨や台風等により、浸水することによる住家の機能損失等の損傷、水流等の外力が作用することによる損傷及び水害に伴う宅地の流出や土砂の堆積等の地盤被害による住家の損傷をいう。

水害により被災した住家に対する被害調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施する。

ただし、前者の場合でも、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

第1次調査は、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての場合に利用するもので、外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況及び浸水深により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なることに留意する。

(略)

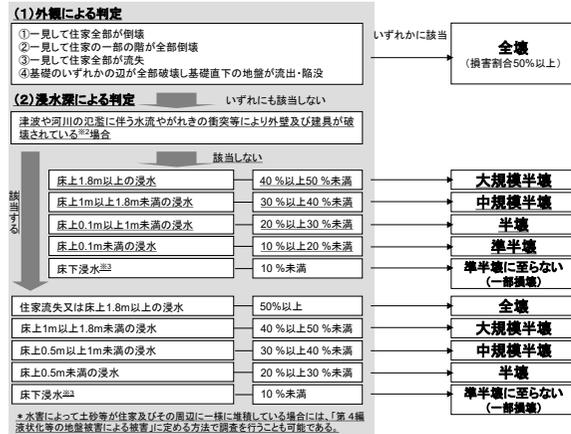
# 新

## 【木造・プレハブ】

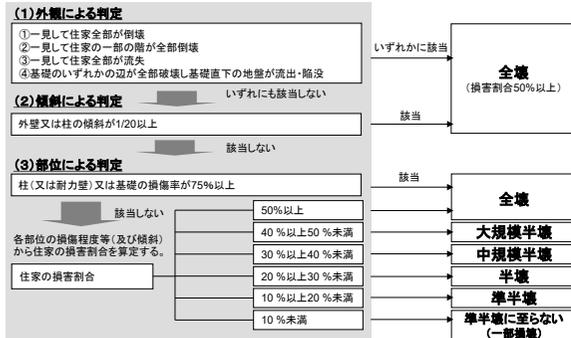
※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

### ＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

【第1次調査】<sup>※1</sup> 戸建ての1～2階建ての場合



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合  
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

# 旧

## 【木造・プレハブ】

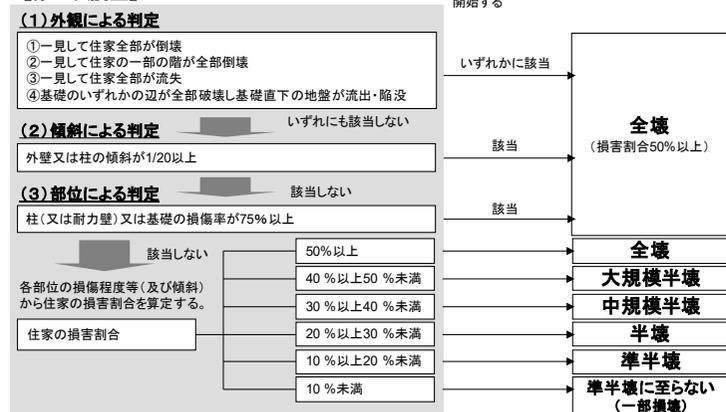
※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

### ＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突【第1次調査】等の外力が作用することによる一定以上の損傷<sup>※1</sup>が発生している場合



【第2次調査】



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】

被災者から再調査の依頼があった場合  
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

## 新

※1 傾斜を測定した場合は、その結果を調査票に記載しておくことも考えられる。なお、具体的な傾斜の測定方法は「2. 第2次調査に基づく判定（2）傾斜による判定」を参照のこと

※2 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※3 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

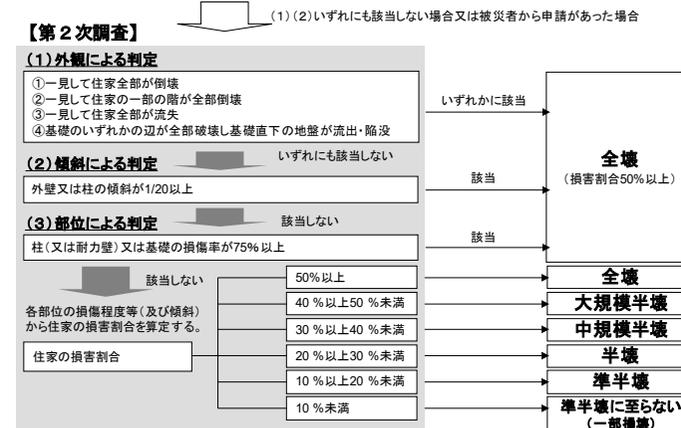
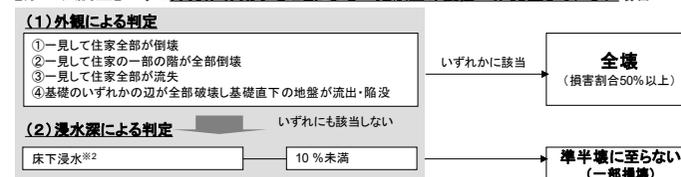
（削除）

## 旧

※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷※1が発生していない場合



**【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】** 被災者から再調査の依頼があった場合

被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施  
※再調査では第2次調査(3)部位による判定を中心に実施する

新	旧
<p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 浸水深による判定</p> <p><u>外観目視調査により、浸水深を把握し、表1により被害の程度を判定する。ただし、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合は、表2により被害の程度を判定する。また、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。</u></p> <p><u>「津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されている場合」とは、外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）のそれぞれ1箇所以上に、損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷が発生している場合をいう。なお、この場合、浸水深は最も浅い部分で測定する。</u></p>	<p>※1 <u>外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。</u></p> <p>※2 <u>水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。</u></p> <p>1. 第1次調査に基づく判定</p> <p>(略)</p> <p>(2) 浸水深による判定</p> <p><u>①津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合</u></p> <p><u>「外力が作用することによる一定以上の損傷」とは、外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。</u></p>

新

旧

(表 1)

床上1.8m以上	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上1m以上 1.8m未満の浸水	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m以上 1m未満の浸水	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
床上0.1m未満の浸水	住家の損害割合 10%以上	準半壊	<input type="checkbox"/>
床下浸水	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

※ 浸水深は玄関内、掃き出し窓等の浸水痕により測定することが  
考えられる。

※ スマートフォン等の撮影画像から算出した浸水深を用いること  
も可能。

※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家に

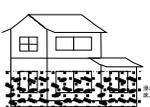
## 新

## 旧

において、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「大規模半壊」と判定する。

なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

(表2)

	床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
	床上0.5m以上 1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
	床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

**新**

※ 区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家において、津波や河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突等により外壁及び建具が破壊されていることが被害状況から判断できる場合、当該区域内の住家すべてに表2を適用することが可能。

さらに、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査（当該区域の四隅に立地する住家の調査）により、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。また、区域全体をドローンで撮影・3次元化して算出された浸水深により、明らかに床上1.8m以上浸水したことが確認できる場合も、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。

なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

※ 水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。

【外壁・建具の損傷程度 50～100%（浸水による損傷を除く。）の損傷の例示】

程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅲ	(外壁) 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。 【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%

**旧**

【外壁・建具の損傷程度 50～100%（浸水による損傷を除く。）の損傷の例示】

程度	損傷の例示	損傷程度
Ⅲ	(外壁) 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落している。 【ボード】目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、ボード隅角部の破損が生じている。	50%

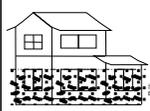
新			旧		
	(建具) 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。			(建具) 【木製サッシ】破損し、開閉が不能になっている。 【アルミサッシ】ガラスが破損している。	
IV	(外壁) 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、 下地材にひび割れが生じている。 【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。  (建具) 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%	IV	(外壁) 【モルタル塗り仕上等】仕上材が脱落しており、 下地材にひび割れが生じている。 【ボード】釘の浮き上がり、ボードの脱落が見られる。  (建具) 【木製サッシ】可動部の破損に加え、かまちに一部欠損、ひび割れが見られる。 【アルミサッシ】可動部が全損しており、枠の一部に変形が見られる。	75%
V	(外壁) 【共通】 ・ 全ての仕上材が脱落している。 ・ 下地材に破損が生じている。  (建具) 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	100%	V	(外壁) 【共通】 ・ 全ての仕上材が脱落している。 ・ 下地材に破損が生じている。  (建具) 【木製サッシ、木製建具】破壊されている。 【アルミサッシ】枠ごとはずれて破壊されている。 【アルミドア、木製ドア】破壊されている。	100%

新

旧

このような損傷が、外壁及び建具（サッシ・ガラス・ドア）にそれぞれ1箇所以上発生している場合は、下図を参考に、外観目視調査により、浸水深を把握し、被害の程度を判定する。なお、浸水深は最も浅い部分で測定する。

ただし、床下浸水の場合であっても、水害に加えて、風害等による複合的な被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

	床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 50%以上	全壊	<input type="checkbox"/>
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 40%以上	大規模半壊	<input type="checkbox"/>
	床上0.5m以上 1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 30%以上	中規模半壊	<input type="checkbox"/>
	床上0.5m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 20%以上	半壊	<input type="checkbox"/>
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	住家の損害割合 10%未満	準半壊に 至らない (一部損壊)	<input type="checkbox"/>

※ 【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の住家被害に限り適用

※ 【サンプル調査による被害認定の調査・判定方法】

新	旧
<p>2. 第2次調査に基づく判定 (略)</p>	<p><u>区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のすべてにおいて、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生し、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかな場合、サンプル調査(当該区域の四隅に立地する住家の調査)により、当該区域内の当該住家すべてを「全壊」と判定する。</u></p> <p>なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。</p> <p>※水害によって土砂等が住家及びその周辺に一様に堆積している場合には、「第4編 液状化等の地盤被害による被害」に定める方法で調査を行うことも可能である。</p> <p><u>②津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していない場合</u> (略)</p> <p>2. 第2次調査に基づく判定 (略)</p>

新

旧

＜第3編 風害による被害＞

(略)

＜第3編 風害による被害＞

(略)

新

旧

＜第4編 液状化等の地盤  
被害による被害＞

(略)

＜第4編 液状化等の地盤  
被害による被害＞

(略)